

第1 設問3 (1)

1 Lの請求の根拠

Lの請求の根拠は民法（以下、略）714条1項本文に基づく損害賠償請求権及び709条に基づく損害賠償請求権である。

2 Lの主張が認められるか

(1) 714条1項本文に関する主張

ア 「前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合」につき、Hは満15歳なので「未成年者」（民法4条）であり、Lの右腕を骨折させて30万円相当の損害を発生させているので709条の要件を満たすことから「他人に損害を加えた場合」にあたる。もっとも、満15歳の場合は責任能力が認められるため「自己の行為の責任を弁識するに足る能力を備えていなかった」とはいえない（712条）。したがって、「前二条の規定により責任無能力者がその責任を負わない場合」にあたらない。

イ よって、714条1項本文に関するLの主張は認められない。

(2) 709条に関する主張

ア 714条1項の趣旨が挙証責任の転換による被害者救済にある点に鑑み、責任能力を有する未成年者の監督義務者であっても、監督義務違反が存在し、監督義務違反と損害の間に相当因果関係が認められる場合は、「過失によって他人の権利……を侵害し……これによって生じた損害を賠償する責任を負う」ものとする。

イ まず、Hは中学2年生の終わり頃から急に言動が粗暴になり、喧嘩で同級生に怪我をさせたり、同級生の自転車のワイヤーブレーキを切るといった悪質ないたづらをしたりしたことなどから、Cが学校から呼び出しを受けるという事態が何度も生じていた。このようなHの傾向からすれば、Hが何らかの悪質ないたづらを再度行うことについての予見可能性がCに認められる。また、確かに、反抗的な息子にどのように対応していいかわからなくなるというのも一理あるが、Hは未だ満15歳の中学3年生であり、Cと同居している以上、CはHに対して影響を及ぼし得る立場にあった。そうだとすれば、Cには、他人に迷惑をかけてはいけないといった一般的な注意を行うのみならず、よりきめ細かく他人に怪我をさせないように注意し、また、悪質ないたづらを行わないよう指導監督する義務を負っていたというべきである。そうであるにもかかわらず、Cは漫然とこれを怠り、Hに対して一般的な注意を行うにとどまっている。したがって、Cに監督義務違反が認められる。

また、Lは右腕を骨折し、治療費等として30万円の損害が生じてい

る。

加えて、上述の通り、CはHに対して影響力のある立場にあり、これまで一般的な注意しかしてこなかったが故にHの粗暴な行動が放置されていたにすぎないとも考えられることからすれば、Cが監督義務を果たしていればHが本件角材を道路に置くことを防ぎ、Lに損害が発生することはないと考えることは社会通念上相当というべきである。したがって、監督義務違反と損害の間に相当因果関係が認められる。

ウ 以上より、「過失によって他人の権利……を侵害し……これによって生じた損害を賠償する責任を負う」ことから、Lの主張は認められる。

第2 設問3 (2)

1 Cの反論

Cは過失相殺(722条2項)を理由に賠償額について反論すると考えられる。

2 Cの反論は認められるか

- (1) Kには携帯電話で通話しながら片手で運転していたという過失、及び、前照灯の故障を気にせず走行していたという過失が認められるが、直接の被害者Lには過失は認められない。そこで、被害者以外の過失も「被害者に過失があったとき」に含まれるか。
- (2) そもそも、722条2項の趣旨は損害の公平な分担にある。この趣旨及び事後的な求償関係の発生を防ぐことで紛争を一举解決できる点に鑑み、被害者と身分上または生活上一体といえる者の過失は「被害者に過失があったとき」に含まれると考える。
- (3) KはLの親なので身分上一体である。加えて、Lは3歳児なので日常生活や経済面でKと生活上一体であるともいえる。
- (4) 以上より、Kの過失は「被害者に過失があったとき」に含まれるのでCの反論は認められる。

以上